

## 第23号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）5月26日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

扶養手当の支給の要件等について、規定を整備する必要がある。

## 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相

手方」を加える。

附則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。